

令和2年度第1回文化財保護委員会会議録

日 時：令和3年2月10日（水）
午前10時00分から
場 所：金津本陣 IKOSSA 3階
市民文化研修センター研修室1

（日程）

1. 文化学習課長あいさつ
2. 委員紹介
3. 議題
 - （1）委員長選出
 - （2）令和2年度文化財保護事業報告
 - （3）市指定文化財の諮問に係る審議
・神宮寺城跡
 - （4）その他

（出席委員）

吉田 純一	水野 和雄	長谷川裕子	藪内 昭男
藤川 明宏	能美 進		

（欠席委員）

川波 久志

（事務局）

文化学習課長	笹木 幹哲	郷土歴史資料館館長補佐	橋本 幸久
郷土歴史資料館館長補佐	九千房 英之	郷土歴史資料館	角 衣利奈

【文化学習課長あいさつ】

【委員紹介】

【議題1】委員長選出

事務局：令和2年度より委員改選となっているため、委員長の選出を行います。

委 員：事務局一任でお願いしたい。

委 員：吉田先生にお願いしたい。

事務局：吉田先生にお願いしてもよろしいか。

委 員：異議なし。

事務局：それでは吉田先生に委員長をお願いします。委員長から副委員長の指名をお願いします。

委員長：水野先生にお願いしたい。

事務局：水野先生に副委員長をお願いします。市文化財保護条例第 21 条 2 項により、以後の議事進行は吉田委員長をお願いします。

【議題 2】：令和 2 年度文化財保護事業報告

事務局：(事務局より説明)

西国三十三カ所観世音保存修復については、委員長から説明をお願いしたい。

委員長：宮前公文区にある笏谷石製の石祠だが、福井地震で倒壊し、昭和 30 年代に補修し外回りの壁を補強する形で再建されている。西側の柱は傾き、途中で折れており、銚でとめてあるものの非常に無残な状態になっていた。地元から修復したいという要望があり、当初に近い状態で修復することになった。解体修理の際、厚い外壁で覆われた部分を剥がしたところ、壁板の石が折れたところを銚で補強する修理が行われていたことがわかった。内部の観世音は三面浮彫になっており、一部摩耗しているが状態よく残っていた。解体して石材を運び出し、それぞれ修復を行い、現状では、現地での基礎も整備まで終わっている。修復方法は、できるだけ旧材を傷めないようにかつ強度的にも高める方法を検討した。具体的には、外壁の笏谷石を見せつつ補強を行うため、修理前のコンクリートの壁は取り払い、折れた壁板には鉄の鋼材を入れて接着し、壁面の補強を行った。屋根の重量は壁の外側にステンレス柱を入れることで支え、それにより強度をもたせる形で修復を進めている。

事務局：(続きの説明)

北潟安楽寺所蔵品調査は住職交代により所蔵什物の状態確認を依頼され、藤川委員と九千房、林で調査を行った。そこで、藤川委員から説明をお願いしたい。

委員：彫刻、絵画、仏像を調査した。まず、指定となっている絵画や仏像を再調査した。保存状態はよくなかったが深刻な状況でないため、引き続き保管を依頼した。大日如来坐像について、その時は修理に出っていたので確認できなかったが、後日状態を確認したところ修理としての問題はなかった。塗装をしない方が良かったのではないかと思う部分もあるが、文化財の価値を損ねるような修理はなされていないため、問題はなかった。安楽寺の本尊である薬師如来坐像を調査した。全体の様式としては室町時代の京都の院派仏師が作ったもので、底板を外すと、背の内側に文字が残っており、そこから明応 5 年閏前住善法馨仲周徳が願主となり寄進されたものだとわかった。願主は善法寺の前住職で、臨済宗の僧侶と考えられる。播磨国にある臨済宗の法雲寺僧侶に馨室周徳というよく似た名前があり、二人がどのような関係性があるのか、または同一人物の可能性もあるがはっきりしない。真言宗のお寺である安楽寺に臨済宗の僧侶が願主となって本尊の薬師如来坐像を寄進しているので、興味深い事例である。申し出があれば市指定に向けて進めても問題ない。

事務局：(続きの説明)

北潟安楽寺イチョウの状態確認調査は住職より状態が良くないと申し出があり、事務局の依頼で藪内委員が状態確認を行った。藪内委員から説明をお願いしたい。

委員：枝等が枯れており弱ってきていると懸念があり確認を行った。若干衰えがあるものの正常という判断をした。以前に電線工事を行ったということだが、その時に太い

根を切ったみたいで、そのようなことが巨木を弱らせる原因の一つにある。また、周りが駐車場になったことなどで踏圧があり、そこから徐々に弱っていき上の方が枯れているという事例があるが、安楽寺のイチョウの場合はそこまでっていない。しかし、イチョウの周りを車で周れるようになっているので、車の侵入を防ぐ依頼をし、樹勢が弱っていく原因を知りその対策に取り組んでほしいとお願いをした。イチョウの観察を続けていく現状である。

事務局：(続きの説明)

委員：吉崎鹿野家の資料は寄贈になるのか。

事務局：一旦お預かりしている状態である。その資料の中で必要な資料について寄贈を受ける方向で考えている。

委員：文書は県文書館か。

事務局：はい。

委員：製鉄遺跡だが、一般の人が見に行けるのか。製鉄遺跡は一般の人から見ると、どこにあるのか、よく分からないので、説明した資料がないと行けないのではないか。

事務局：昔、福井考古研が出した分布図を手掛かりに探しに行ったことがあるが、すでに分からないものが多く再調査の必要がある。また、以前展示で作成した分布図はあるが、おおよその図であるため現地に行ってもわからないと思われる。一般の人が分かりやすい資料を検討してきたい。

委員：一般の人が見ても分かる全体像を作って欲しい。

事務局：分かりました。

委員長：事業報告は、業務と調査報告を分けて説明すると良い。例えば、西国三十三カ所観世音は業務で説明し、他の文化財は調査で報告しているので理解しにくい。埋蔵文化財の報告も同様だ。報告の段階で分けてほしい。また、文化財調査は市指定と未指定が混ざっている所以、これも報告が分かりにくい。これから市指定文化財に向けての調査と既に市指定となっている調査も違うので、整理して報告して欲しい。

事務局：分けて作成していきたい。

委員長：文化財調査の中で資料がないものがあるがこれから作成するのか。

事務局：吉崎鹿野家、西国三十三カ所観世音は途中だが、安楽寺の什物調査、東山の神明神社、安楽寺と田中々の狛犬は簡単にまとめたものがある。

委員長：年度ごとに調査報告または概報でまとめているのか。

事務局：それぞれの調査に応じて分野ごとでまとめてあるが、年度ごとではまとめてない。

委員：館として年報や紀要を出した方が良い。

事務局：資料館運営協議会の際にも指摘を受け予算要求したが、次年度の予算はつかなかった。だが、予算はつかなくとも今年度から冊子にしてまとめられるように準備をしていきたいと考えている。来年度の委員会に間に合うかわからないが、過去何年間のものをまとめて提出できるようにしたい。

委員長：報告資料に肉付けしてまとめれば、予算がなくても資料をプリントアウトする形でできると思う。

事務局：はい。

【議題3】：神宮寺城の市指定文化財の諮問に係る審議

(事務局より説明)

委員長：事務局の説明に対して何か質問はありますか。

委員：遺跡の指定範囲は地番指定か、それとも地図上で線を引くのか。

委員：県では地番で同意書を取り指定にする方針。指定範囲予定の赤丸部分だと、その横で何かあったとき問題があるため地番指定にした方がよい。または、赤丸の他は無しにして同意書をもらい、指定するかのどちらかだと考える。赤丸の下部分はないという確証は取れていないのか。

事務局：指中70字の北側は指定にすると考えていなかった。赤丸部分は地元から7割近く同意書をもっている。

委員：赤丸の内側の地番は確実に同意書をもっておいて欲しい。

委員：地番で線が引けるのならば、丸に近い形で地番を引いた方がいい。

委員：春日神社は赤丸に入っていないがどうするのか。沢の出城とあるがそうなのか。

事務局：南先生は地形などをみてこの辺りは出城と考えている。

委員：春日神社を城跡に入れてしまえば良いのでは。一つの曲輪であることは確かだ。

事務局：ここは沢56字になる。申請や同意書が取れていない。

委員：指定には含めないのか。

事務局：地元は指定を考えていない。

委員長：指中70字の北側と同様に沢58、59、57の赤丸内の外にも城跡の痕跡はあるのか。

事務局：調べていないので分からない。今回は、航空測量の成果で指定範囲を反映している。今後、調査の範囲を広げれば痕跡が出てくる可能性がある。

委員：将来は追加指定を考えているだろうが、今回はこの赤丸の中を指定するという方向で考えているということが良いか。

事務局：はい。

委員：図面の中にある神宮寺塔頭群だが、このような記載だと神宮寺の境内を指定することになる。山城として捉える場合には文字を同じような大きさにし、この範囲はお寺である、山城であるという分け方をした方がよい。

委員：山城でくくるのならば、中世墓地、近世墓地、塔頭群、奥の院などと表記せずに神宮寺城の遺構がどこにあったのかを表記した方がよい。

委員長：お城の機能と寺の機能が混ざったのが神宮寺城という捉え方にならないか。時代はずれているのではないか。

事務局：神宮寺が文献上で確認できるのは室町時代で、東寺の再建帳の中に記述がある。

『大乘院寺社雑時記』の記述に細呂宜郷の村の中で神宮寺村とある。おそらくこの辺りのことを指していると考えられる。南北朝から戦国時代にかけて使われていたことを踏まえるとお寺の機能も同時代であると推測できる。

委員長：神宮寺の方が主でそれに山城の機能がついているという捉え方ができないか。

委員：だいたいそうである。滋賀県の観音寺城も観音寺があってそこに城を築いた。

神宮寺城と言っているが、南北朝時代の川口城が改変されて戦国時代に至ったと考えている。福井県の文化財地図などには川口城とある。しかしある時期に神宮寺があったとわかり、そこにあった城だから神宮寺城となってしまったが、その検証は

なされていない。他のところに川口城の碑が立っているが、そこにあったどうか分からない。ようするに川口城の可能性はある。文献に川口城は出てくるが、神宮寺城とは出て来ない。江戸時代に神宮寺が復興され、明治時代の神仏分離でなくなり、のちに沢の学校となった。山城のことだけでなく、その神宮寺がどこにあったのか等、詳しく調査する必要があるのではないか。しかし、遺構の状態は大変良く市指定史跡として値するものだ。しかしながら、東曲輪群はないと思う。昔この辺りに植林がされて段がつくられたからだ。指定にする際は分かったことだけを書いて指定にする形にした方がよい。

事務局：ありがとうございます。

委員長：本日委員会として意向を出さないといけないのか。

事務局：意向が出ない場合はもう一度開催することになる。できれば年度内に結論を出したいと考えている。

委員長：赤丸内を中心としたところを市指定史跡として指定するのは各委員の了承を得られると思う。あとは赤丸でつけたところの地権者の同意問題である。

事務局：赤丸の中にあたる指中 70 字の一部に同意書を取れていない人がいる。

委員長：同意者一覧の中のクエスチョンや三角は何を示しているのか。

事務局：クエスチョンは地元にいると思われるが未だ意思表示をされていない人で、三角は同意書を提出予定の人である。

委員長：意思表示していない人はどんな人たちか。

事務局：地元にいると思われるが未だ意思表示をされていない人、県外転出された人、地元におらず追跡できなかった人になる。

委員：本来、区長が良いといえば同意書をもらわずに済むのか、同意書がもらえない場合、指定範囲の赤丸のどこにあたるか。

事務局：区長が取りまとめを行い、区民全員の同意書を提出するという話しになっている。そのため、沢区は区民全員提出された。指中区は区民数が多く提出されていない人がいる。

委員：努力して全部もらえるのならいいが、指定に反対の人がいれば、指定範囲の赤丸の中から、その地番を抜くというやり方で良いのでは。

事務局：どこの地番が抜けているかは把握している。今回、指定を考えている範囲のうち、指中 70 字南部の一部が抜けている状態だ。

委員長：指定範囲に該当するところから同意書をもらえない場合、指定後に問題があった場合に備えて区長と覚書締結をした方がよいのではないか。

事務局：区長や地元へ聞くと土地の所有者があやふやになっているところもあり、地番ごとに同意書を出す形となると同意書が提出できない現状を踏まえて、指中 70 字を区として指定することに同意する形で提出いただいている。沢区 59 字も同様だ。しかし、誰が所有者であるか、念のため調べてまとめたのが別紙資料になる。

委員長：この別紙の資料は区長には渡していないのか。

事務局：渡していない。事務局で調べ委員会の資料用に作成したものである。

委員長：委員会としては、まず赤丸の中を指定範囲として押さえ、その中に該当する所有者で同意が取れていない人については、区長に説明して同意を得る事が必要だ。もう

一つの問題が概要図の表記や委員から指摘を受けた箇所についてどのように修正するかである。

事務局：全体を城として考えるのであれば、神宮寺塔頭群という表記を小さくし、その辺りに神宮寺があったと示す方法がある。神宮寺縁起の中に塔頭があったという記録がある。沢区に縁起の存在を確認したが、ないとすることで確定が難しい。おそらく墓地群と井戸跡の辺りがお寺の領域であり、この付近に中世または近世の再興本堂があったと推定される。曲輪群が城ゾーンと考えるならば、その辺りを神宮寺があったという表記にするのはどうか。

委員長：塔頭群と表記すると、多くの塔頭があったと認識してしまうのではないか。

事務局：名称に神宮寺跡を入れ、寺があったと示した方が良さだろうか。

委員：神宮寺および神宮寺城跡という表記にしても良さだろう。しかし、昔は神宮寺城という言葉はなかった。城跡入口にある石碑には、神宮寺の上に城があったと書かれている。しかし、旧金津町が作成した看板には神宮寺城としている。つまり、その看板が据えられたところに作られた言葉だ。城の遺構ゾーンと寺の遺構ゾーンというふうに明確に分けなくても良い。お寺としてあったのがこの場所で全体としては神宮寺城として戦国時代に使われているという形で良いのでは。城と対比させるように分けなくても良いと思う。

事務局：指定名称としては「神宮寺および神宮寺跡」でよろしいか。川口城とするには難しく、名称の文献としての記録は『越前国名跡考』にある記述などによる。

委員：南北朝時代の城の遺構はない。柚山城や金ヶ崎城など戦国時代に新たに作ったものが多い。神宮寺城もそうだろう。

委員長：神宮寺城跡という名称にしているが、再考の余地はあるのか。

事務局：川口城という名称にするのであれば、他に整備された場所があるため地元と協議が必要である。お寺と城跡の両方を兼ね備えているため、「神宮寺および神宮寺跡」または「神宮寺および城跡」が指定名称にふさわしいと思う。

委員：「神宮寺城跡」という名称にしたいのであれば、調書に神宮寺城という名称は文献に登場しないこと、地元では「神宮寺城跡」として呼ばれていることを記載すれば良いのではないか。

委員長：一般名称として「神宮寺城跡」を使用し、調書に文献には出てこない旨を記載する。概要や概要図については検討する形でお願いしたい。

事務局：はい。

委員長：西曲輪群の記録は出ていないが山城の概略図に入れて構わないのか。

事務局：南先生や水野先生と相談する。

委員：曲輪を説明するときは東曲輪郡の東一ノ曲輪、東二ノ曲輪などの名称を入れるのではなく、1,2と曲輪に番号をふっていき、該当箇所にカッコして主郭等と入れた方が良い。一ノ曲輪とか二ノ曲輪と昔の人は言っていない。それが固定の曲輪であれば説明も変わらない。

委員長：模式図に名称を入れたのは誰か。

事務局：南先生と事務局が相談して入れた。

委員長：委員が指摘したことを踏まえ、南先生と事務局とで練り直し、公開用の模式図の作

成をお願いしたい。

事務局：はい。

委員：春日神社は指定範囲に入れるのか。

事務局：入れない方向で考えている。

委員長：春日神社は色をつけなくて模式図に神社の場所を示すのみで良いか。

事務局：はい。

委員長：赤丸の中の字番を指定範囲とし、名称は「神宮寺城跡」、調書と模式図については検討を行う。これら委員会からの意見を反映し、指定の方向で進めてよろしいか。

委員：(全員) はい。

委員：沢 58 字は共同名義で、赤丸の上まで広がっているということでよろしいか。

事務局：はい。上の方までであるが、赤丸の部分のみという形で指定を考えている。

委員：赤丸の中でとめるのか、どこで切るのか、どういうふうに取り扱うかを所有者に説明する上で整理した方が良い。

事務局：はい。細かく分かれているので地図上でざっくりとした示し方になる。沢 58 字のこの辺りを指定範囲と考えているという方向で指し示したい。

委員長：指中 70 字で指定範囲に外れているところからも同意書をもらっている。これから指定範囲が広がっていくことを踏まえて提出をお願いした旨を伝えてもらいたい。

事務局：はい。

委員長：基本的には赤丸の範囲を指定する形で良いか。

事務局：はい。委員会からの意見をまとめ委員に改めて資料を提示し、了承を得てから教育委員会に答申する流れとなります。

委員長：神宮寺城の市指定文化財の諮問に係る審議は以上で終わります。

【議題 4 その他】

委員長：何かございますか。

事務局：本日欠席された川波委員より来年度以降、北潟祭の調査を行い、指定について検討する方向で考えているという話があった。

委員：県指定か。

事務局：市指定です。

委員長：先ほど報告があった文化財についても指定に向けて進めていくものもあると思う。

事務局：はい。次年度以降委員会を開き進めていきたい。

委員長：文化財保存活用地域計画を市としても進めていくことになると思うが、文化財の調査や資料の収集など準備の方をお願いしたい。

事務局：はい。

委員長：他にないようなので、これで第 1 回文化財保護委員会を終了します。